

## 大都市における水道料金及び下水道使用料の福祉減免制度について

### (1) 水道料金

(令和2年7月1日現在)

都市	減免対象	減免内容
京都市	減免制度なし	—
札幌市	減免制度なし	—
仙台市	1 生活保護世帯	基本料金
	2 市民税非課税世帯	
さいたま市	1 生活保護世帯	口径13mmの基本料金
	2 児童扶養手当受給世帯	
	3 市民税非課税世帯	
東京都	1 生活保護世帯	1月につき10m <sup>3</sup> までの料金
	2 児童扶養手当受給世帯	
	3 特別児童扶養手当受給世帯	
	4 社会福祉施設	料金の10%
川崎市	1 障害者世帯	基本料金
	2 要介護高齢者世帯	
横浜市	1 生活保護ひとり親世帯	基本料金
	2 障害者世帯	
	3 要介護（4及び5）世帯	
	4 ひとり親家庭等医療費助成世帯	
	5 特別児童扶養手当受給世帯	
新潟市	減免制度なし	—
静岡市	減免制度なし	—
浜松市	減免制度なし	—
名古屋市	1 生活保護世帯	専用 705円（各減免世帯における料金基礎額が705円に満たない場合は、当該料金基礎額） 共用 670円（各減免世帯における料金基礎額が670円に満たない場合は、当該料金基礎額）
	2 高齢者世帯	
	3 障害者世帯	
	4 児童扶養手当受給世帯	
	5 障害児世帯	
大阪市	減免制度なし	—
堺市	減免制度なし	—
神戸市	減免制度なし	—
岡山市	減免制度なし	—
広島市	1 生活保護世帯	1月につき10m <sup>3</sup> までの料金
	2 障害者世帯	
	3 寝たきり老人等世帯	
	4 ひとり親世帯	
	5 社会福祉施設	
北九州市	減免制度なし	—
福岡市	減免制度なし	—
熊本市	1 福祉的配慮が必要な場合	通常の料金の数倍の料金であり、かつ、料金の支払を延納又は分納しても支払が困難である場合に、前年同期水量若しくは平均水量等のうち、最も妥当と認めるもの。

注 東京都及び政令指定都市（県が主に事業を実施する千葉市、相模原市を除く。）計19都市

2020年9月市会提出の上下水道局資料より

## (2) 下水道使用料

(令和2年7月1日現在)

都市	減 免 対 象	減 免 内 容
京都市	減免制度なし	—
札幌市	減免制度なし	—
仙台市	1 生活保護世帯	全額
	2 市民税非課税世帯	基本使用料
さいたま市	1 生活保護世帯	全額
	2 児童扶養手当受給世帯	1月につき10m <sup>3</sup> までの使用料
	3 市民税非課税世帯	
千葉市	1 生活保護世帯	全額
	2 障害者世帯	1月につき10m <sup>3</sup> までの使用料
	3 要介護（4及び5）世帯（65歳以上）	
東京都	1 生活保護世帯	基本使用料
	2 児童扶養手当受給世帯	
	3 特別児童扶養手当受給世帯	
	4 高齢者世帯	使用料の20%
	5 社会福祉施設	
川崎市	1 障害者世帯	1月につき10m <sup>3</sup> までの使用料
	2 要介護（4及び5）世帯（65歳以上）	
	3 社会福祉施設	使用料の10%
	4 医療施設	
横浜市	1 生活保護ひとり親世帯	基本使用料
	2 障害者世帯	
	3 要介護（4及び5）世帯	
	4 ひとり親家庭等医療費助成世帯	
	5 特別児童扶養手当受給世帯	
相模原市	1 生活保護世帯	全額
	2 障害者世帯	基本使用料
	3 要介護（4及び5）世帯	
新潟市	1 生活保護世帯	全額（平成22年7月1日廃止。合流区域の未接続生保世帯のみ減免継続）
静岡市	1 生活保護世帯	基本使用料
浜松市	1 生活保護世帯	基本使用料
名古屋市	1 生活保護世帯	専用 基本使用料 共用 1月につき10m <sup>3</sup> までの使用料
	2 高齢者世帯	
	3 障害者世帯	
	4 児童扶養手当受給世帯	
	5 障害児世帯	
大阪市	減免制度なし	—
堺市	減免制度なし	—
神戸市	減免制度なし	—
岡山市	減免制度なし	—
広島市	1 生活保護世帯	1月につき10m <sup>3</sup> までの使用料
	2 障害者世帯	
	3 寝たきり老人等世帯	
	4 ひとり親世帯	
	5 社会福祉施設	
北九州市	1 生活保護世帯	基本使用料
福岡市	減免制度なし	—
熊本市	1 福祉的配慮が必要な場合	通常の使用料の数倍の使用料であり、かつ、使用料の支払を延納又は分納しても支払が困難である場合に、前年同期水量若しくは平均水量等のうち、最も妥当と認めるもの。

注 東京都及び政令指定都市計21都市

## 営業所別停水予告・停水実施について（過去5年間）

(単位：件)

営業所		年 度				
		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元
東 部	停水予告	4,303	4,057	3,974	3,735	3,131
	停水実施	744	722	762	800	598
北 部	停水予告	5,075	4,844	4,322	3,594	3,071
	停水実施	719	700	615	527	486
西 部	停水予告	4,411	4,054	3,847	3,582	3,687
	停水実施	537	465	584	556	506
南 部	停水予告	4,687	4,682	4,541	4,342	4,207
	停水実施	844	898	861	912	768
合 計	停水予告	18,476	17,637	16,684	15,253	14,096
	停水実施	2,844	2,785	2,822	2,795	2,358

注 件数には、再編前の営業所のものを含む。

(東部営業所) 平成28年4月に東山営業所及び山科営業所を統合し開設

(北部営業所) 平成27年5月に北営業所及び丸太町営業所を、平成30年5月に左京営業所を統合し開設

(西部営業所) 平成29年7月に右京営業所及び西京営業所を統合し開設

(南部営業所) 平成27年5月に九条営業所及び伏見営業所を統合し開設

2020年9月市会提出の上下水道局資料より

## 鉛製給水管取替工事助成金制度の利用実績

年 度	助成件数 (件)	助成金額 (千円)
H 1 9	2 0	8 9 3
H 2 0	4 0	1, 7 1 4
H 2 1	4 5	2, 0 8 8
H 2 2	8 0	3, 1 3 3
H 2 3	7 8	3, 2 6 9
H 2 4	5 8	2, 5 4 9
H 2 5	8 1	2, 6 3 6
H 2 6	2 3	1, 0 7 6
H 2 7	4 4	1, 8 4 2
H 2 8	2 4	1, 1 1 8
H 2 9	5 1	3, 5 0 0
H 3 0	2 8	2, 6 1 2
R 元	2 6	2, 2 7 4

注 1 助成金制度は、平成19年6月から実施。

平成29年度からは助成金額の上限を5万円から10万円に増額。

平成30年度からは対象範囲を宅地部分全体に拡大するとともに、助成金額の上限を10万円から15万円に増額。

2 消費税及び地方消費税を含む額である。

2020年9月市会提出の上下水道局資料より

宅地内の鉛製給水管取替件数（令和元年度）及び残存数  
（営業所別，宅地内の短い接続部分を分けて）

（単位：件）

営業所	助成金制度利用 取替件数	宅地内残存数	
		敷地境界 ～ 水道メーターまで	水道メーター ～ 蛇口等まで
東部	1	41,806	4,407
北部	17		
西部	0		
南部	8		

2020年9月市会提出の上下水道局資料より

## 雨水貯留施設及び雨水浸透ます設置助成金制度の利用実績（令和元年度）

	申請件数（件）	設置数（基）	助成金額（千円）
雨水貯留施設	101	133	3,726
雨水浸透ます	25	194	5,390

注 消費税及び地方消費税を含む額である。

2020年9月市会提出の上下水道局資料より

## 雨水幹線の現状と今後の整備予定

### (1) 整備済の雨水幹線

施設名		事業内容	供用開始	貯留容量 (m <sup>3</sup> )	建設事業費 (億円)
幹線	吉祥院幹線	口径 800 ~ 2,800 mm 延長 4,840 m	平成 6年度	13,000	110
	伏見幹線	口径 6,000 mm 延長 1,110 m	平成14年度	31,000	48
	西羽東師川1-1号幹線	口径 3,250 ~ 5,250 mm 延長 6,630 m	平成16年度	78,000	404
	桃山雨水幹線	口径 4,000 mm 延長 1,800 m	平成16年度	22,600	33
	有栖川中央, 北, 南幹線	口径 2,200 ~ 4,500 mm 延長 3,430 m	平成19年度	39,000	98
	堀川中央幹線	口径 6,000 mm 延長 2,690 m	平成20年度	70,000	133
	堀川北, 北山, 今宮幹線	口径 1,800 ~ 3,750 mm 延長 2,160 m	平成20年度	30,000	83
	東大路幹線	口径 1,350 ~ 4,500 mm 延長 8,100 m	平成23年度	67,000	445
	大手筋, 南, 北幹線	口径 1,100 ~ 3,000 mm 延長 2,420 m	平成27年度	9,000	69
	七条西, 七条東幹線	口径 3,000 ~ 3,500 mm 延長 3,750 m	平成27年度	32,500	96
	山ノ内南幹線	口径 2,000 mm 延長 1,860 m		5,800	
	塩小路幹線	口径 3,200 mm 延長 1,720 m	平成28年度	13,600	39
	朱雀北幹線	口径 2,300 mm 延長 1,750 m	平成28年度	7,300	19
	山科三条雨水幹線	口径 1,500 mm 延長 2,260 m	平成28年度	4,000	18
	新川6号幹線	口径 2,200 mm 延長 1,180 m	平成30年度	4,600	21
	花見小路幹線	口径 1,800 mm 延長 840 m	平成30年度	2,000	15
	山科川13-1号雨水幹線	口径 3,500 mm 延長 770 m	令和元年度	7,400	26
	伏見第3導水きよ	口径 3,000 mm 延長 2,200 m	令和元年度	16,200	42

注1 建設事業費には、幹線に接続する支線を含む。

2 消費税及び地方消費税を含む額である。

### (2) 今後整備予定の雨水幹線

施設名		事業内容	供用開始	貯留容量 (m <sup>3</sup> )	建設事業費 (億円)
幹線	西部1号・2号分流幹線	口径 2,000 ~ 2,800 mm 延長 1,070 m	令和5年度 (予定)	4,500	25
	烏丸丸太町幹線	口径 2,400 mm 延長 1,700 m	令和6年度 (予定)	7,700	25
	鳥羽第3導水きよ	口径 4,700 mm 延長 6,100 m	令和9年度 (予定)	100,000	200

注1 西部1号・2号分流幹線については現在施工中であるが、令和2年度に追加工事を発注予定である。

2 消費税及び地方消費税を含む額である。

2020年9月市会提出の上下水道局資料より

上下水道局が令和元年度に委託化した業務の  
委託先・委託料・契約期間と今後の計画（効率化推進計画に基づくもの）

(1) 令和元年度に委託化した業務

業務名		令和元年度の委託契約（委託料は決算数値）		
		委託先	委託料 (千円)	契約期間
水道事業	本庁お客さま窓口サービス コーナー運営	株式会社エコシティサービス	21,960	令和元年度 ～令和3年度
公共下水道事業	水環境保全センター運転管理 (石田) (※)	メタウォーターサービス株式会社	153,330	令和元年度 ～令和3年度

注 消費税及び地方消費税を控除した額である。

※ 保守点検業務について委託拡大（平成29年度から運転操作監視業務は委託実施済み）

(2) 今後の計画について

業務名		委託実施予定年度
水道事業	浄水場運転管理（松ヶ崎）	令和2年度（実施済み）
	水道水質検査の一部	令和2年度（実施済み）
公共下水道事業	下水道管路管理センター管路維持管理（西部）	令和2年度（実施済み）
	下水汚泥固形燃料化炉運転管理	令和3年度
	水環境保全センター運転管理（伏見） (※)	令和4年度

※ 運転操作監視業務について委託拡大（令和2年度から保守点検業務は委託実施済み）

2020年9月市会提出の上下水道局資料より



大都市における水道料金及び下水道使用料の新型コロナウイルスに係る減免について

(1) 水道料金

(令和2年10月末現在)

都市	減免対象	減免内容
京都市	減免なし	—
札幌市	減免なし	—
仙台市	全契約者	基本料金の2箇月分を全額免除
さいたま市	減免なし	—
東京都	減免なし	—
川崎市	減免なし	—
横浜市	減免なし	—
新潟市	減免なし	—
静岡市	減免なし	—
浜松市	減免なし	—
名古屋市	全契約者	基本料金の2箇月分を全額免除
大阪市	全契約者	基本料金の3箇月分を全額免除
堺市	全契約者	基本料金の4箇月分を8割減額
神戸市	減免なし	—
岡山市	全契約者	基本料金の2箇月分を5割減額
広島市	減免なし	—
北九州市	減免なし	—
福岡市	減免なし	—
熊本市	減免なし	—

注 東京都及び政令指定都市（県が主に事業を実施する千葉市、相模原市を除く。）計19都市

## (2) 下水道使用料

(令和2年10月末現在)

都市	減免対象	減免内容
京都市	減免なし	—
札幌市	減免なし	—
仙台市	全契約者	基本使用料の2箇月分を全額免除
さいたま市	減免なし	—
千葉市	減免なし	—
東京都	減免なし	—
川崎市	減免なし	—
横浜市	減免なし	—
相模原市	減免なし	—
新潟市	減免なし	—
静岡市	減免なし	—
浜松市	減免なし	—
名古屋市	減免なし	—
大阪市	全契約者	基本使用料の3箇月分を全額免除
堺市	減免なし	—
神戸市	減免なし	—
岡山市	減免なし	—
広島市	減免なし	—
北九州市	減免なし	—
福岡市	減免なし	—
熊本市	減免なし	—

注 東京都及び政令指定都市計21都市